

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天竜公園阿智線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿智村伍和7528番の4地先から 下伊那郡阿智村伍和6605番の6地先まで	旧	5.0~29.0 <sup>m</sup>	1.7880 <sup>km</sup>
		8.0~60.0	0.9280
同 上	新	8.0~60.0	0.9280

道路管理課

**選告示第55号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成26年分の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党長野県第四選挙区支部及び森義一郎事務所から次のとおり訂正の報告がありました。

平成28年11月28日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

別冊の自由民主党長野県第四選挙区支部中

「2 支出総額 34,960,937」  
を

「2 支出総額 36,236,485」  
に、

「 政治活動費 14,579,600  
組織活動費 1,930,461」

を  
「 政治活動費 15,855,148  
組織活動費 2,542,092」

に、  
「 機関紙誌の発行その他の事業費 1,289,331  
機関紙誌の発行事業費 1,059,211」

を  
「 機関紙誌の発行その他の事業費 1,953,248  
機関紙誌の発行事業費 1,723,128」

に改め、森義一郎事務所中

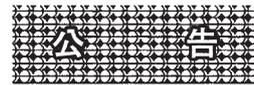
「1 収入総額 19,013」  
を

「1 収入総額 19,014」  
に、

「 本年收入額 1」  
を

「 本年收入額 2」  
に改める。

選挙管理委員会



**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年11月28日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日  
平成28年11月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人子どもの保養サポート・上田
- 3 代表者の氏名  
西山 貴代美
- 4 主たる事務所の所在地  
上田市古里699番地6
- 5 定款に記載された目的

この法人は、2011年3月11日の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故のために起きた放射能汚染によって内部被ばくを余儀なくされた子どもたちなど、その健康被害を軽減するために保養を必要としている子どもたちのための保養を促進することを目的とする。

県民協働課

**公告**

平成28年11月21日、駒ヶ根市大田切土地改良区の定款変更を認可しました。

平成28年11月28日

長野県知事 阿 部 守 一

農地整備課

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成28年11月28日

長野県知事 阿部 守一

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
般-24第 21880号	鍋久管機株式会社	松橋 幹生	長野市松岡2-6-18	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成28年7月1日	平成28年6月28日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 5428号	大島建築	大島 健志	飯田市松尾水城3442-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成28年7月6日	平成28年6月21日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 11096号	村上鉄工	村上 直衛	伊那市長谷非持638	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成28年7月6日	平成28年7月1日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 19406号	有限会社ナカジマ建設	中島 祥夫	岡谷市山下町1-1-38	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業及び大工工事業）の取消し	平成28年7月6日	平成28年6月21日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 495号	有限会社杉本建設	杉本 紀一	木曾郡上松町旭町18	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業）の取消し	平成28年7月6日	平成28年6月29日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 21911号	建伸興業	宮澤 富男	下伊那郡喬木村575	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成28年7月14日	平成28年7月1日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 24272号	株式会社河東建設	横田 健三	須坂市大字小山字八幡浦1641-13	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成28年7月20日	平成28年7月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-24第 22107号	山城工務店	山城 智	埴科郡坂城町大字上五明1020-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年7月20日	平成28年7月13日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 1940号	竜西建設株式会社	埴和 博	飯田市長野原123-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、管工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成28年7月20日	平成28年7月4日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-23第 1940号	竜西建設株式会社	埴和 博	飯田市長野原123-3	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(造園工事業)の取消し	平成28年7月20日	平成28年7月4日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 17833号	有限会社ホームプラザ信州	伊藤 辰男	飯田市松尾代田824	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し	平成28年7月20日	平成28年7月5日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 24063号	花井木工株式会社	花井 茂治	上伊那郡宮田村6861-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(内装仕上工事業)の取消し	平成28年7月20日	平成28年7月15日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 1508号	三起設備株式会社	田口 達誠	下高井郡山ノ内町大字平穏4223-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、管工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年7月21日	平成28年7月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 13938号	宮澤塗料株式会社	宮澤 久夫	伊那市西春近2716-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	平成28年7月28日	平成28年7月20日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-23第 4463号	株式会社アルスター	遠藤 正伸	長野市若穂綿内1108-5	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び塗装工事業)の取消し	平成28年7月29日	平成28年6月22日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-26第 19081号	大建産業株式会社	唐沢 武	大町市平1908-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業)の取消し	平成28年 7月29日	平成28年7月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 23298号	松本広域森林組合	中村 善行	安曇野市三郷温4000	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成28年 7月29日	平成28年7月25日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 24213号	北陽電設株式会社	鶴川 良平	中野市大字吉田七瀬境84-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び消防施設工事業)の取消し	平成28年 8月2日	平成28年7月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 24255号	クボタ建築	久保田 忠博	伊那市長谷黒河内1177	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(鋼構造物工事業)の取消し	平成28年 8月5日	平成28年7月29日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 24479号	吉康建設	吉澤 良隆	佐久市中込1820-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年 8月5日	平成28年7月29日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-24第 6255号	株式会社鷺澤建設	鷺澤 尊	北安曇郡小谷村大字中小谷字川原丙521-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(造園工事業)の取消し	平成28年 8月12日	平成28年8月2日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-24第 1583号	有限会社山口土建	山口 茂	長野市鬼無里1687-5	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業)の取消し	平成28年 8月17日	平成28年8月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 1583号	有限会社山口土建	山口 茂	長野市鬼無里1687-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年 8月17日	平成28年8月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-24第 24484号	井出建装	井出 秀一	長野市大字穂栄156-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し	平成28年8月17日	平成28年8月2日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 21239号	日装建工株式会社	塚原 望	松本市村井町西2-6-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(内装仕上工事業)の取消し	平成28年8月19日	平成28年7月28日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 368号	株式会社中野セメント工業	中野 哲雄	松本市波田482-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(塗装工事業)の取消し	平成28年8月19日	平成28年8月10日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 23539号	ガラス工事サービス株式会社	前橋 尚	諏訪市大字中洲2534-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	平成28年8月25日	平成28年8月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 22221号	新井建築	新井 龍雄	木曾郡木曾町三岳6453-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成28年8月25日	平成28年8月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-23第 118号	株式会社草田組	草田 章夫	松本市五常7470-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(管工事業)の取消し	平成28年8月25日	平成28年6月13日付で建設業法第12条の規定による一般建設業許可に伴う廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 9885号	中村建築	中村 茂喜	千曲市大字内川1292-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成28年8月29日	平成28年8月24日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 7434号	ユートピア産業株式会社	和田 貴幸	長野市青木島町青木島乙258-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(塗装工事業)の取消し	平成28年8月29日	平成28年8月24日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 17026号	有限会社外谷建設	外谷 喜作	上水内郡信濃町大字柏原2896	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成28年8月29日	平成28年8月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-26第 21045号	有限会社セントラル市川	市川 穰	中野市大字金井802-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年8月31日	平成28年8月18日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-23第 24223号	長野日本無線株式会社	萩原 伸幸	長野市稲里町1163	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(電気通信工事業)の取消し	平成28年9月2日	平成28年7月1日付で建設業法第12条の規定による一般建設業許可に伴う廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 24253号	新町河川浚渫株式会社	牛澤 誠治	長野市信州新町新町180-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業)の取消し	平成28年9月6日	平成28年8月30日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 20771号	株式会社夢環境	寺島 範明	北安曇郡池田町大字陸郷6755	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年9月7日	平成28年8月19日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 24867号	小池鉄筋	小池 和明	諏訪市沖田町3-65	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(鉄筋工事業)の取消し	平成28年9月7日	平成28年8月31日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 24264号	有限会社勝野木工	勝野 肇	北安曇郡池田町大字池田2713-48	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成28年9月9日	平成28年8月24日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 24434号	宗賀工業株式会社	松原 厚臣	塩尻市大字宗賀5290-9	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	平成28年9月9日	平成28年9月5日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 19875号	塚本建築所	塚本 和夫	上伊那郡飯島町飯島2880-29	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成28年9月12日	平成28年9月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 7334号	荒井セメント製品工業株式会社	荒井 聡	長野市松代町松代152	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(屋根工事業)の取消し	平成28年9月13日	平成28年9月1日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-23第 16896号	有限会社白石建設	白石 和助	上田市上野1910	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年 9月13日	平成28年9月5日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 10423号	那須鉄工	那須 茂男	北安曇郡池田町大字会染11036	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成28年 9月15日	平成28年7月27日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 8047号	筑北電気商会	山崎 博	東筑摩郡筑北村坂北4450	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業及び管工事業)の取消し	平成28年 9月21日	平成28年9月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 24447号	株式会社フュキチコーポレーション	田中 博行	松本市野溝東1-6-18	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成28年 9月21日	平成28年9月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 24414号	K I D O H	木藤 二三	上田市前山122-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業及びとび・土工工事業)の取消し	平成28年 9月23日	平成28年9月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 2407号	株式会社藤巻建設	藤巻 篤	飯山市大字照岡16	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(機械器具設置工事業)の取消し	平成28年 9月26日	平成28年9月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 17023号	山内商事株式会社	山内 信広	長野市アークス13-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業及び機械器具設置工事業)の取消し	平成28年 9月29日	平成28年9月20日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 16921号	株式会社スペース・インテリア	滝澤 大	上田市緑が丘3-22-22	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成28年 9月29日	平成28年9月13日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 22166号	株式会社マスト	松下 恭介	飯田市上郷別府3313-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成28年 9月30日	平成28年9月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 公告

上田市六ヶ村堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成28年11月28日

長野県上小地方事務所長 笹 沢 文 昭

## 理 事

## 新 任

氏 名	住 所
清 水 貞 旨	上田市小牧508番地
竹 内 繁 夫	上田市御所493番地 6
西 沢 信 義	上田市中之条173番地
中 村 良 一	上田市上田原345番地
藤 岡 辰 雄	上田市上田原887番地26
田 中 逸 夫	上田市福田162番地 2

## 重 任

氏 名	住 所
相 田 賢 治	上田市諏訪形830番地
城 田 数 穂	上田市上田原1612番地
柳 沢 毅	上田市諏訪形1156番地
大 井 清 司	上田市神畑45番地

## 退 任

氏 名	住 所
堀 内 熙	上田市小牧649番地
片 山 喜美男	上田市上田原666番地 1
内 河 正 吉	上田市御所434番地
中 沢 章 匡	上田市中之条465番地
増 田 光 義	上田市上田原1186番地 4
清 水 幸	上田市築地255番地

## 監 事

## 新 任

氏 名	住 所
細 川 義 雄	上田市諏訪形722番地
手 塚 正 明	上田市神畑789番地 2
清 水 治 雅	上田市築地299番地

## 退 任

氏 名	住 所
保 母 衛	上田市小牧383番地
中 村 良 一	上田市上田原345番地
藤 松 太 一	上田市中之条609番地

農地整備課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成28年11月28日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時 間	講習会場	場 所	定員
平成29年 1月18日 (水)	午前10時 か 午後6時 まで	上 田 会 場	上田市上田原1640番 地 上田創造館	60名

## 3 講習科目、時間数及び考査方法

講 習 科 目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日を除く）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

銃銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成28年11月28日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
平成29年 1月11日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	佐久会場	佐久市下小田切124 番地 佐久市コスモホ ール	60名

## 3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)1枚を添えて、住所地为管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日を除く)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。)により納付してください。

## 5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課